

町有地の売却先募集

総務広報課 管財係 2階 16番窓口
☎ 64 - 1108 FAX63 - 3791
E-mail : soumu@town.yuasa.lg.jp

次の町有財産を一般競争入札のうえ、売却することになりました。
※詳細は湯浅町ホームページ及び湯浅町役場掲示板に掲載していますので、ご覧ください。

1. 売却物件（土地）

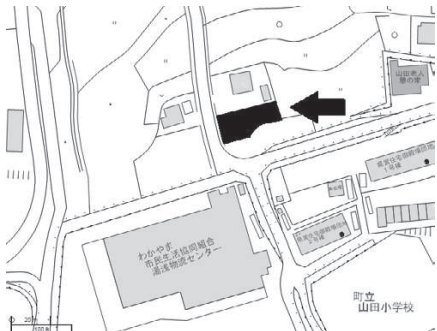
有田郡湯浅町大字山田字畑ノ前1944番4
面積：362㎡ ※敷地面積は、登記簿面積です。

2. スケジュール

- (1)現地説明会
平成30年9月18日☎10:00～現地にて
(事前に電話予約が必要です。)
- (2)入札参加申込期間
平成30年9月3日☎から平成30年10月4日☎
(土・日・祝日を除く8:30～17:15)
湯浅町役場総務広報課に必要書類を添えて入札参加申込書を提出してください。(郵送不可)
- (3)質問期間
平成30年9月19日☎から平成30年9月28日☎まで
ただし、土・日・祝日を除く8:30～17:15
※所定の様式を持参またはFAX、Eメールで提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。
- (4)入札執行日（予定）
日時 平成30年10月5日☎10:00より
場所 湯浅町役場2階 災害対策室

3. その他

物件の売却にあたり、諸条件がありますので、町ホームページ及び役場総務広報課において、「町有財産売却一般競争入札説明書」及び「条件書」を必ずご確認ください。



1. 売却物件（土地）

有田郡湯浅町大字湯浅字新屋敷146番1 面積：146.28㎡
有田郡湯浅町大字湯浅字新屋敷147番2 面積：68.52㎡
※敷地面積は、登記簿面積です。

2. スケジュール

- (1)現地説明会
平成30年9月18日☎14:00分頃から現地にて
(事前に電話予約が必要です。)
- (2)入札参加申込期間
平成30年9月3日☎から平成30年10月4日☎
(土・日・祝日を除く8:30から17:15まで)
湯浅町役場総務広報課に必要書類を添えて入札参加申込書を提出してください。(郵送不可)
- (3)質問期間
平成30年9月19日☎から平成30年9月28日☎まで
ただし、土・日・祝日を除く8:30～17:15
※所定の様式を持参またはFAX、Eメールで提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。
- (4)入札執行日（予定）
日時 平成30年10月5日☎14:00より
場所 湯浅町役場2階 災害対策室

3. その他

物件の売却にあたり、諸条件がありますので、町ホームページ及び役場総務広報課において、「町有財産売却一般競争入札説明書」及び「条件書」を必ずご確認ください。



総務省統計局・和歌山県・湯浅町からのお知らせ

住宅・土地統計調査にご協力ください

総務省統計局では、平成30年10月1日現在で住宅・土地統計を実施します。

9月から10月にかけて対象の世帯に調査員が調査票を配布いたしますので、ご協力をお願いします。

平成30年

住宅・土地
統計調査

10月1日(月)
実施!

●住宅・土地統計調査とは

住生活に関する様々な施策のための基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに行われる統計調査です。調査対象として全国の世帯の約1/15の世帯が無作為に選ばれます。なお、調査票の記入内容は、統計法により厳重に保護されます。

●インターネットによる回答が便利です。(9月15日(土)～10月8日(月)まで)

「政府統計オンライン調査総合窓口」<https://www.e-survey.go.jp/>

湯浅町埋蔵文化財専門職員採用試験のご案内

総務広報課 総務係 (16番窓口) ☎64・1108

採用予定人員

埋蔵文化財専門職員 1名

採用予定時期

平成31年4月1日

一次試験日程

平成30年12月9日(日)

受験資格

①昭和58年4月2日以降に生まれた方で次の要件を全て満たす方

②博物館法による学芸員資格を取得済みの方又は平成31年3月末までに取得見込みの方

③学校教育法による大学(短期大学を除く)又は大学院において、考古学または埋蔵文化財に関する専門課程を卒業(修了)した方、又は平成31年3月末までに卒業(修了)見込みの方

④埋蔵文化財発掘調査の経験を有する方

(2)日本国籍を有する方

(3)平成31年4月1日から勤務が可能なる方

(4)原則として、採用後湯浅町内に居住もしくは徒歩又は自転車等で30分以内に登庁することが可能な方

(5)地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません

申込用紙の交付場所及び受付期間

(1)交付・受付場所・湯浅町役場2階 総務広報課(16番窓口)

(2)期間・平成30年9月3日(月)～10月31日(水)(消印有効)午前9時～午後5時(土日祝は除く)

※郵送による請求期間は、平成30年10月18日(木)まで(消印有効)

詳しくは、総務広報課総務係まで